

給与振込に関する協定書

年 月 日

氏名（甲）

印

甲は、株式会社伊予銀行（以下「乙」という）に対し、甲の役員ならびに従業員（以下受給者という）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」という）の預金口座振込に関し、以下の条項を承認したうえで委託する。

第 1 条（委託事務・取扱店・預金種目）

甲は乙に対し、甲が支給する給与を受給者が指定する預金口座へ振り込む事務の取扱を委託する。受給者が給与の振込を指定する取扱店は、乙の本支店ならびに乙が給与振込の提携をしている銀行の本支店とし、給与の振込を指定できる預金口座は本人名義の普通預金または当座勘定とする。

第 2 条（指定口座の確認）

甲は、乙に給与振込を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認をおこなうものとする。ただし、確認に際して必要ある場合は、乙は甲に協力する。

第 3 条（振込依頼）

甲は、本協定にもとづく事務取扱を乙に委託するにあたり、給与振込依頼書を乙へ提出する。ただし、振込日当日持込の場合は第 8 条（支払開始時期）に規定する时限は過ぎることを了承する。

第 4 条（入金手続）

乙は、給与振込依頼書に記載された口座番号により第 8 条の支払開始時期までに入金手続を行うこととし、受取人名は入金手続に関する照会等に使用するものとする。

第 5 条（訂正等）

甲は、振込依頼書を乙に提出後は、その内容の取消または変更を行わないものとする。

第 6 条（資金決済）

甲はこの協定にもとづく振込資金を振込指定日までに乙に交付するものとする。

第 7 条（入金通知）

乙は受給者に対し、給与振込の入金について通知は行わない。

第 8 条（支払開始時期）

受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時からとする。

第 9 条（手数料）

本協定の取扱にかかる手数料は、乙所定の手数料（消費税および地方消費税を含む）とする。

第 10 条（免責）

乙は、委託事務の取扱について、乙の責による以外の事由により損害が生じた場合には、その賠償の責を負わないものとする。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、自己または自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、相手方が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号の一つにでも該当する行為をし、または第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき本契約が解除された場合、契約を解除された当事者は、これによって自らに生じた損害について相手方に賠償を請求できず、また、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第 12 条（口座引落）

乙が第 6 条にいう資金決済および第 9 条にいう手数料の収納を甲の下記預金口座または別途定める覚書からの引落により行う場合には、預金規定または当座勘定規定にかかるわらず甲は、預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の振出を行わないものとする。

【引落口座】

支店名	科目	口座番号						口座名義	口座届印
	1. 普通預金								
	2. 当座預金								

第 13 条（協議）

この協定の改訂ならびにこの協定に定めのない事項で実施上必要な細目は、甲・乙協議のうえ、これを定める。

第 14 条（有効期間）

この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲・乙のいずれかから何等の意思表示がない場合は、さらに 1 年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

以 上



0772968000000000